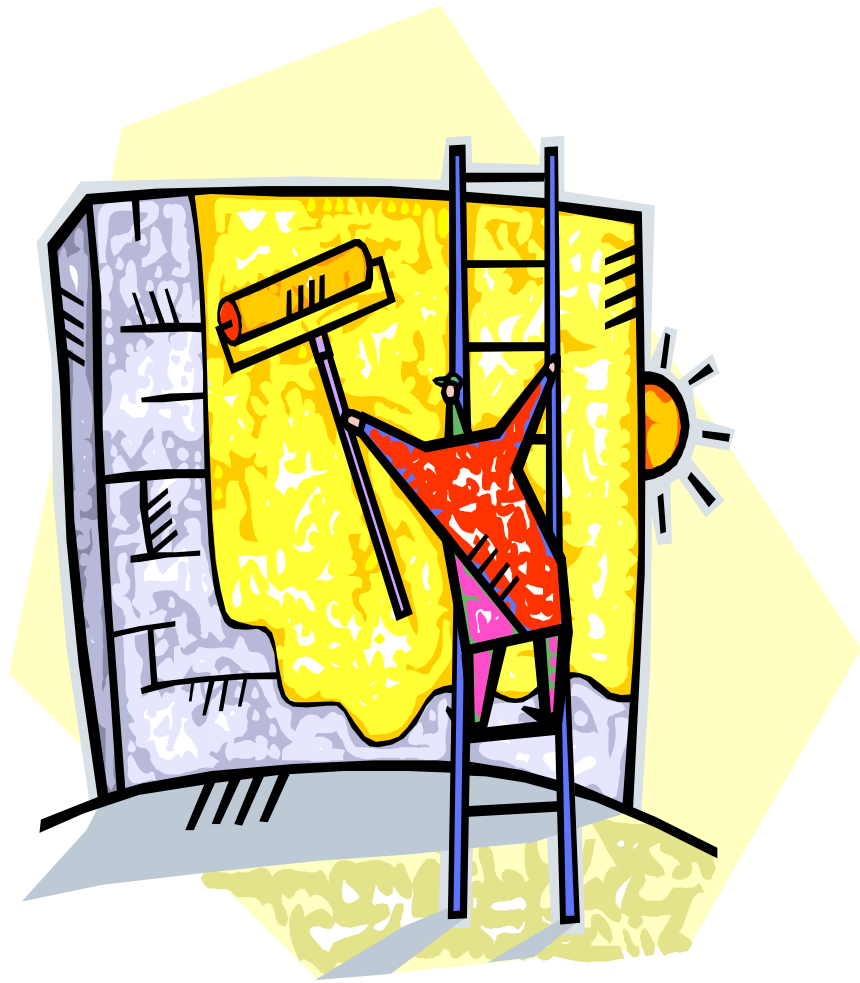


落書き防止
マニユアル



熱海市

はじめに

落書きは、まちの美観を損ねるばかりでなく、不快感や恐怖心を抱かせるものです。熱海市では、平成20年7月に「熱海市落書き防止に関する条例」を制定し防止を図っています。

落書きは美観が損なわれることだけでなく、観光に訪れた皆様に不快な思いをさせることとなり、その結果、まちのイメージダウンに繋がります。

落書きは治安のバロメーターでもあり、地域の治安を悪化させる原因にもなります。

地域ぐるみの落書き消去活動等を展開することで景観を守るだけでなく、監視の目が行き届くようになり、地域の防犯力を向上させ、犯罪の減少を期待することができます。



落書き防止マニュアル

目次

はじめに

- 1 落書きは犯罪です
- 2 落書きは身近な問題である
 - ・落書きされやすい場所
 - ・一度落書きをされると
 - ・犯罪を招く
 - ・まちが荒れていく
 - ・青少年への悪い影響が・・・
 - ・落書きは自らで消そう
- 3 落書きを発見したら・・・
 - ・通報提供
 - ・情報
 - ・発信
- 4 落書きを防ごう
 - ・見回り
 - ・看板等の設置
 - ・防犯カメラ等の設置
 - ・迅速な消去
 - ・壁画を描こう
- 5 落書き消しのポイント
 - ・早く消そう！
 - ・何度でも消そう！
 - ・できるところから消そう！
 - ・とにかく消そう！
 - ・逆に落書き場所を利用しよう
- 6 落書き消し（ボランティア）について
- 7 落書き消しの手順
 - ・現地調査
 - ・消去について了解の取得
 - ・消去方法の検討
 - ・役割分担
- 8 一般的な落書きの消し方
 - ・塗って消す
 - ・拭いて消す

まとめ

1 落書きは犯罪です

刑 法

(建造物等損壊及び同致死傷)

第 260 条 他人の建造物又は艦船を損壊した者は、5 年以下の懲役に処する。よつて人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

(器物損壊等)

第 261 条 前 3 条に規定するもののほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金若しくは科料に処する。

民 法

(不法行為による損害賠償)

第 709 条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

☆落書きをされた場合、それぞれの法律の処罰の対象になりますので、警察に被害届けを出しましょう。

2 落書きは身近な問題である

落書きされやすい場所

(1) 民家の塀や壁、商店のシャッター



(2) 空き家や地上にある電圧器



(3) 電信柱や交通標識やガードレール等



(4) 夜間、人の往来のない場所（トンネル等）

（旧網代トンネル）

（旧網代トンネル消し込み作業風景）



一度落書きをされると・・・

「このあたりは十分に管理されていない」、「厳しい対応に出ることはない」と甘く見られ、「あっ」という間に地域全体に広がっていく事も少なくありません。

犯罪を招く！・・・

落書きが広がり、いたるところで見られるようになると、他の犯罪を招く恐れがあります。犯罪に市民の目が行き届いておらず、治安対策に無関心な地域と思われ、より重大な犯罪を招くのです。（※割れ窓理論）

※割れ窓理論

アメリカの犯罪学者によって考案された理論。軽微な犯罪も徹底的に取り締まることで凶悪犯罪を含めた犯罪を抑止できる。

まちが荒れていく・・・

他人や他人のものを尊重するという最低限のモラルが地域から失われていきます。

人々の心までが荒廃し、弱い者いじめや犯罪が蔓延する「住みにくいまち」となって

青少年へ悪い影響が・・・

落書きを放置しておくと、青少年に対し、「この程度の事が許される」「誰も無関心だからかまわない」という誤ったメッセージを送ることになります。

落書きは自らで消そう・・・

自ら管理する建物は、自らの手で消すことに心がけよう。

☆ 落書きは犯罪であり、決して許されないことを示すことが大切です。

3 落書きを発見したら

通 報

落書きをしている現場を発見した場合、警察（110番）に通報をしましょう。



緊急性の無い場合

熱海警察署

0557-

85-0110

情報提供

落書きをされた場所を発見したら、生活環境室に連絡をしましょう。

熱海市協働環境課 生活環境室

電話 0557-86-6273

FAX 0557-86-6276

発 信

落書き防止活動の情報を市のホームページで発信します。

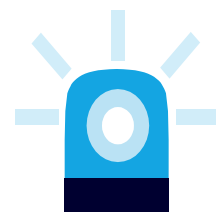


4 落書きを防ごう

■ 見回り

被害が集中する場合は、夜間等の見回りが効果的です。地域ぐるみで厳しく監視していることを示すことができます。

自主防犯パトロールの青色回転灯の車両による見回り等も効果があります。



■ 看板等の設置

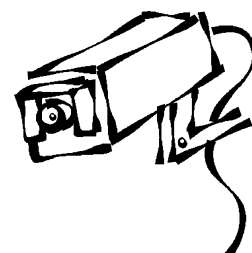
「落書き禁止」等の看板を設置し、市民の方々に注意を促すとともに、「〇〇町内会」といった名称をいれることで、地域ぐるみで対応していることを示すことができます。

(子供たちから落書き防止の標語等を募集し、看板に掲載する方法もある。)

■ 防犯カメラ等の設置

防犯カメラや、人が近づくとセンサーライト等を設置することが効果的です。

(渚デッキの照明灯が破損された事件があり、その後防犯カメラ「を設置したところ破損事件は起きていない。)



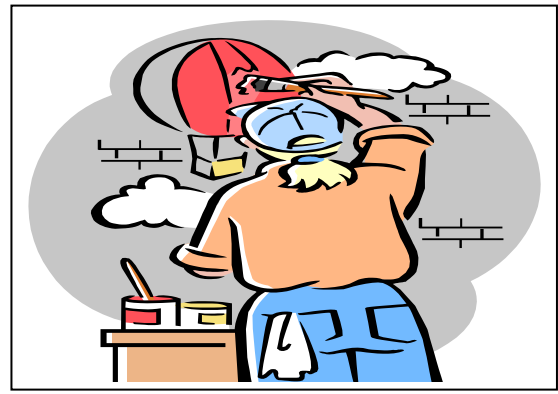
■ 迅速な消去

家の壁や塀と同じ色のスプレー塗料等をあらかじめ準備しておき、落書きを見つけたら、すぐ消す！時間を置かずに消すことで被害の拡大を防ぎやすくなります。

■ 壁画を描こう

最初から、されやすい場所は子どもたちに絵を描いてもらい、落書きができないようにしてしまう。

また、シャッターなどに最初からアートなどを施す方法もある。



5 落書き消しのポイント

★ 落書きは、建物等の所有者（管理者）の責任において消すことが原則です。

■ 早く消そう！

周辺への拡大を防止するためには、速やかに消去することが大切です。見栄えが多少悪くても、できるだけ早く消すことをお勧めします。

■ 何度でも消そう！

同じ場所に、また落書きされても、消し続けることで、断固とした姿勢を示せます。

■ できるところから消そう！

はじめは小規模でも、できるところから消す。そうした経験をもとに、より大きな活動に展開していくことができます。

■ とにかく消そう！

落書きを塗料で上塗りする場合、上塗りした部分と下地部分で色の違いができますが、こうした「消した跡」が、市民が消したことをアピールし、抑止効果も期待できます。（但し、所有者の方の了解が必要です。）

■ 逆に落書き場所を利用しよう！

空き家等のシャッターに落書きされた場合、さらに落書きをされないように市のポスターを掲示板にし、落書きをできないようにしましょう。

(不在家屋で、落書きを消す意志がなく、承諾してもらった場合)

6 落書き消し (ボランティア) について

地域の団体等の協力を得ながら、地域ぐるみで消しこみを行うことにより、防犯意識を高めましょう。

例)

- ・町内会
- ・親子会 (こども会)
- ・青少年健全育成会
- ・その他のボランティア団体
(コミカレねっとわーく等)



7 落書き消しの手順

1 現地調査

- ① 落書きの現地調査をしましょう。
- ② 消去する箇所を決めましょう。

2 消去について了解の取得

建物の所有者の了解を得る

- ① 具体的な消去の方法 (上塗り塗料の色等) や日時を十分説明をしましょう。
- ② 建物等の賃貸人の方からの了解も必要な場合があります。

3 消去方法の検討

方法には、

- ① 塗料で上塗りをする方法
- ② 落書き消去剤等で消去する方法
があります。

それぞれの箇所ごとに検討をします。消去方法が決まったら、必要な機材を準備します。

4 役割分担

参加者が多い場合は、あらかじめ役割分担を決めておくと効率的です。

例)

- ① 活動全体のリーダー役

- ② 塗料で上塗りをして消す係
- ③ 落書き消去剤等で消す係
- ④ ブルーシート等で周りの汚れを防ぐ係

8 一般的な落書きの消し方

1 塗って消す

落書きを塗料で塗りつぶしてしまう方法で、下地がコンクリート、レンガ等の場合に適しており、大きな落書きでも手早く消去できます。



ペンキ



ハケ



ローラー



受け皿



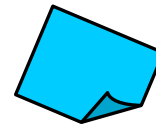
マス킹テープ



手袋

■ 必要なもの

塗料 薄め液 (塗料にあったもの)
 ハケ 小分け用の缶 受け皿
 マスキングテープ (又は布製のガムテープ)
 ブルーシート 新聞
 軍手・ゴム手袋 汚れてもよい服装 等



ブルーシート



脚立



新聞紙

■ あれば便利なもの

ローラーハケ トレイ
 簡易レインコート (汚れ防止に)
 脚立 等



エプロン



レインコート

■ 消去の手順

- ① 塗る範囲を決めます。
- ② マスキングテープ等で囲み、その中を塗る方法と、一定の高さにテープを貼り、そこから下を塗る方法が一般的です。
- ③ 塗料を塗らない所を、新聞やブルーシート等でカバーしておきます。足下にも敷いておくとよいでしょう。
- ④ ハケ等で塗り進めます。塗料が跳ねないように、ゆっくり塗っていき、落書きが完全に見えなくなれば完成です。

(場所によっては、「ペンキ塗り立て」等の表示を！)

■ 塗料について

塗料は、大きく分けて水性塗料と油性塗料があります。(下地にあったものを選びましょう。油性塗料を薄めるには専用の薄め液(溶剤)が必要です。)

■ 主な注意事項

- ① 下地の資材に合った塗料やハケ等を選びましょう。
- ② 下地の汚れ等を落としてから塗るときれいに仕上がり、塗装が長持ちします。
- ③ 落書きを塗りつぶすため、塗料は少し厚めに塗るとよいでしょう。
- ④ 周辺を汚さないように、周りの建物や塀等に十分注意するとともに、使った資材等はきちんと片付けましょう。

2 拭いて消す(消去剤等で消去する!)

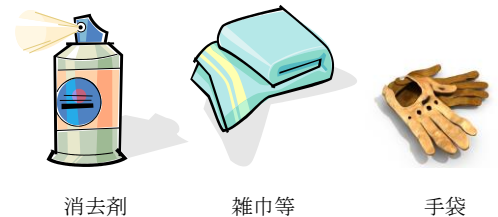
落書き消去剤で落書きを拭き取る方法は、下地が金属やタイル類等の場合に適しており、小さな落書きなら手間をかけずに消去できます。

■ 必要なもの

落書き消去剤 雑巾 ぼろきれ
軍手 ゴム手袋 汚れともよい服装等

■ あれば便利なもの

スポンジ たわし 脚立等



■ 消去の手順

落書きの上から、消去剤をスプレーします。

(消去剤によってはスプレーの後水等で洗い流した方がよい場合もあります。)

少し待って雑巾等で拭き取ります。落ちにくい場合は、さらに消去剤等をつけ、スポンジ、たわし等で擦ります。



※ 注意

- ・ 落書きの塗料の種類や下地の材質によっては、落ちにくいことがあります。
- ・ 下地や下の塗料を傷めることがありますので、必ず下地等にあったものを使用するとともに、目立たないところで試してからおこなひましょう。
- ・ 塗料、消去剤などの取扱に付いては、十分注意してください。

ま と め

「落書きのないまち、落書きをさせないまち」の実現には、「落書きは犯罪行為」という意識を持つこと、それを防止する行動が何よりも大切です。

このマニュアルを基に、行政や警察とともに、市民、企業、地域商店街、ボランティアなどが協力し、このような活動をぜひとも広めてもらいたいと考えています。



平成 22 年 7 月

落書き防止マニュアル

策 定：熱海市落書き防止に関する懇話会

発 行：熱海市役所市民生活課環境企画室

(現 協働環境課 生活環境室)

TEL 0557-86-6272